

東京都立大学日野キャンパス6号館インキュベーションルーム管理運営規程

令和5年度法人規程第3号
制定 令和5年6月8日

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都立大学（以下「大学」という。）における日野キャンパス6号館インキュベーションルーム（以下「インキュベーションルーム」という。）の管理運営その他必要な基本的事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インキュベーションルームは、大学、多摩地域の企業等及び多摩地域において起業を志す個人等による新たなイノベーションの創出を目指す活動に供することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 インキュベーションルームの管理責任者は、総合研究推進機構長とする。

(意見具申)

第4条 インキュベーションルームの管理運営に関する重要事項については、総合研究推進機構産学公連携室会議（以下「連携室会議」という。）において審議し、管理責任者に意見具申する。

(入居対象者)

第5条 インキュベーションルームに入居する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学の教職員等(大学の教員並びに東京都公立大学法人の職員及び特別研究員(客員教員及び非常勤教職員を含む。)をいう。以下同じ。)又は学生等(学生、大学院生、専攻科生、研究生、研究員その他大学において教育・研究に携わる者(教職員等を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、起業を志すもの
- (2) 大学の教職員等又は学生等であった者のうち、退職、卒業又は修了の後原則として1年以内の者で、起業を志すもの
- (3) 高等教育機関、研究機関又は企業の研究開発部門等で達成された研究成果等に基づき、独創的な起業を志すもの
- (4) 東京都公立大学法人大学等発ベンチャー支援に関する規程(平成24年度法人規程第2号)第2条及び第3条の規定に基づき、東京都立大学発ベンチャーの称号を使用することを認められている者のうち、起業後5年以内のもの
- (5) 高等教育機関、研究機関又は企業の研究開発部門等で達成された研究成果等に基づき、独創的な起業を行ったベンチャー企業のうち、起業後5年以内のもの
- (6) 大学と共同研究に係る契約を締結している企業等
- (7) その他管理責任者が特に認めるもの

(入居期間)

第6条 インキュベーションルームの入居期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する入居対象者の入居期間は、原則として1年とする。ただし、連携室会議の審査を経て必要と認められた場合は、2回を限度として更新できる。
- (2) 前条第4号及び第5号に該当する入居対象者の入居期間は、原則として創業後10年目

を超えない期間内で3年以内とする。ただし、連携室会議の審査を経て必要と認められた場合は、2年以内の入居期間を定めた更新を、2回を限度として行えるものとする。

(3) 前条第6号に該当する入居対象者の入居期間は、原則として大学と締結した共同研究に係る契約期間満了日の属する月の末日又は入居から3年を経過する日のいずれか早い日までとする。

(4) 前条第7号に該当する入居対象者の入居期間は、管理責任者が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に認める場合は、入居期間を別に定める。

(入居申請)

第7条 インキュベーションルームへの入居を希望する者（以下「入居希望者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を大学が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 入居希望者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、名称、所在地及び連絡先）

(2) 入居を希望する目的及び当該目的に関する事業計画

(3) 入居を希望する期間

(4) その他必要と認める事項

(入居の決定)

第8条 管理責任者は、前条の申請があったときは、連携室会議の審査を経て入居の可否を決定し、入居希望者に通知を行うものとする。

2 前項に基づき、前条の申請が認められるときは、原則として、契約書の取り交わしをもって契約の締結を行うものとする。

(入居)

第9条 前条第2項の契約に基づいてインキュベーションルームに入居する者（以下「入居者」という。）は、入居に係る経費を負担するものとする。

2 入居者は、既存の施設又は設備の改修を希望する場合は、あらかじめ管理責任者へ願い出て、許可を得なければならない。ただし、構造上又は施設運営上支障がある場合には、改修を許可しないことがある。

3 入居を認められた法人は、入居期間中に限り、入居しているインキュベーションルームの住所を法人の所在地として登記することができる。

4 入居者は、第7条の申請書の記載内容に重要な変更を加えようとするとき、又は前項の登記を行うときは、管理責任者へ申請を行わなければならない。

(入居料等)

第10条 入居者は、入居に伴う土地建物使用料（以下「入居料」という。）及び室内に付帯する機器の使用料（以下「機器使用料」という。）並びに電話、電気、ガス及び水道等の経費（以下「光熱水費等」という。）を負担するものとする。

2 入居料及び機器使用料の額は、東京都公立大学法人の授業料その他の料金を定める規則（平成17年度法人規則第43号）第2条及び東京都公立大学法人授業料その他の料金を定める規程（平成20年度法人規程第40号）第7条の規定に基づき、別表のとおりとする。

3 光熱水費等の額は、東京都公立大学法人土地・建物貸付事務取扱規程（平成17年度法人規程第27号）第9条の規定を準用し、毎年度、資産管理者が定める。

4 第2項の規定にかかわらず、管理責任者はインキュベーションルーム設置目的及び入居目的等を考慮し、必要と認められる場合は、入居料を減額又は免除することができる。

5 貸付けに伴い法人が固定資産税を課せられた場合は、当該固定資産税相当額を入居者に負担させることができる。

(入居料等の納入)

第11条 入居者は、入居料、機器使用料及び光熱水費等（以下「入居料等」という。）を指定の期日までに納入しなければならない。

2 既に納入した入居料等は還付しない。ただし、管理責任者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 大学の都合により入居許可を取り消し、又は変更した場合
- (2) その他特別の理由がある場合

(入居者の義務)

第12条 入居者は、インキュベーションルームの利用において、本規程、第8条第2項の規定による契約書等及び東京都公立大学法人の諸規則等を守らなければならない。

- 2 入居者は、施設、設備及び物品の保全に努めなければならない。
- 3 入居者は、異臭、騒音、振動等が発生しないように努めなければならない。
- 4 入居者は、本学の秩序を乱すことを行ってはならない。
- 5 入居者は、その他管理責任者が別に定める使用条件等を遵守しなければならない。
- 6 管理責任者は、入居者に前5項の各項に違反する行為が認められる場合は、当該入居者に対し必要な措置を命ずることができる。

(入居許可の取消し)

第13条 管理責任者は、入居者が次のいずれかに該当するときは、連携室会議の審査を経て、当該入居者の入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 入居者が所定の期限内に入居しないとき。
- (2) 入居者が虚偽その他不正な手段により入居許可を受けたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、大学において特に必要が生じ、又は施設の管理運営上特に必要がある場合には、管理責任者は入居の許可を変更又は取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により、入居についてその全部若しくは一部を取り消し又は変更することによって生じた損害については、原則として大学はその責めを負わないものとする。

(退室)

第14条 管理責任者は、次のいずれかに該当するときは契約を解除し、入居者を退室させることができる。

- (1) 入居の資格を失ったとき。
 - (2) 入居の許可が取り消されたとき。
 - (3) 入居者が第7条の入居申請書記載内容と異なる目的及び方法等により使用したとき。
 - (4) 入居者が第10条に定める入居料等を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき。
 - (5) 入居者が第12条の規定に違反したとき。
 - (6) 入居者が第16条の規定による損害の賠償を所定の期限内に履行しないとき。
 - (7) 入居者が社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - (8) その他、管理責任者から6か月以上前に、入居者に退室を事前通告したとき。
- 2 入居者は、入居期間を短縮しようとするときは、原則として退室する日の3か月前までに管理責任者へ申し出なければならない。
- 3 入居者は、退室に係る経費を負担するものとする。

(原状回復)

第15条 入居者は、退室するときは入居期間の最終日までに、入居者の負担により室内の施設及び設備を原状に回復し、管理責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第16条 入居者は、その責に帰すべき事由により次に掲げる損害を与えたときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- (1) 大学の施設、設備等を滅失、き損又は汚染したとき。
- (2) 大学内において他者の生命又は身体に損害を与えたとき。
- (3) 大学の名誉を失墜させる行為により、大学が損害を被ったとき。

(事務)

第17条 インキュベーションルームに関する事務は、東京都立大学管理部研究推進課が行う。

(その他)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表（第10条関係）

部屋名称	面積	入居料	機器使用料
インキュベーションルーム A・B	73.0 m ²	月額 219,000 円	月額 21,000 円
インキュベーションルーム C	36.0 m ²	月額 108,000 円	月額 21,000 円
インキュベーションルーム D	36.0 m ²	月額 108,000 円	—
インキュベーションルーム E	36.0 m ²	月額 108,000 円	—
インキュベーションルーム F	36.0 m ²	月額 108,000 円	—
インキュベーションルーム G	13.5 m ²	月額 40,500 円	—
インキュベーションルーム H	13.6 m ²	月額 40,500 円	—
インキュベーションルーム I	13.5 m ²	月額 40,500 円	—
インキュベーションルーム J	29.2 m ²	月額 87,500 円	—
インキュベーションルーム K	26.5 m ²	月額 79,500 円	—